

新型コロナウイルスに関する情報(9月17日午後2時現在)

◆新着情報は、文頭に\*NEW\* と表示しています。

(新着情報)

●\*NEW\*マニトバ州にて、3回目のワクチン接種の詳細が公表されました。

●\*NEW\*サスカチュワン州にて、屋内の公共の場所でのマスク着用が義務となりました。また、10月1日より、特定の事業へのアクセスにワクチン接種証明または陰性証明書が必要になると公表されました。

## 1. カナダ政府

9月7日より、ワクチン接種を完了している不要不急の旅行者の入国受け入れが開始されています。

<https://travel.gc.ca/travel-covid>

●カナダ国籍者、カナダ永住権保持者は、ワクチン接種の有無に関係なく入国可能です。

●9月7日より、ワクチン接種を完了した外国人も不要不急の入国が可能になりました。ワクチン接種を完了していない外国人は、不要不急の入国はできません。

●ワーキングホリデーについても、ワクチン接種が完了している場合は、雇用オファーがなくても入国が可能です。

●カナダに入国するものは全員、新型コロナウイルスの陰性証明書と、ArriveCANの事前入力が必要です。ワクチン接種完了とみなされた者に関しては、入国8日目の検査と入国後の自己隔離が免除されます(入国時検査はランダムに選ばれた場合のみ)。ワクチン接種が完了していないが入国を許可される者(カナダ国籍者、永住権保持者等)は、さらに入国時の検査、8日目の検査と、14日間の自己隔離も必要です。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/awareness-resources/entering-canada-covid-19.html>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada>

1. ワクチン接種完了とみなされるためには、カナダ政府により承認されたワクチン(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ヤンセンファーマ)を規定の回数(ヤンセンファーマは1回、それ以外は2回、違う種類の混合も含む)接種後、14日以上経過していることが必要です。例えば、7月1日に最後の接種を受けた場合は、7月16日より接種が完了しているとみなされます。接種は、どの国で受けたものでも構いませんが、英語かフランス語の接種証明書、または接種証明書の英語かフランス語への

certified translation が必要です。なお、入国時に症状がある場合や、入国審査時に政府職員によって隔離免除とならないと判定された場合に備え、自己隔離計画は必要です。

## 2. 全ての入国者は、以下が必要です。

### ○新型コロナウイルス検査の陰性証明

カナダへ空路で入る5歳以上のものは全て、新型コロナウイルス検査の陰性証明が必要です。カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け、陰性証明を航空会社に提示する必要があります。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada>

◆PCR 法、LAMP 法等、認められる検査の種類は上のリンクを参照してください。抗原検査は認められません。

◆陰性証明書には、以下の事項が記載されている必要があります。

氏名・生年月日、検査実施機関の名称及び住所、検査日、検査方法、検査結果。

◆本要件の適用除外となる者は、4歳以下の子供、航空機の乗務員、乗り継ぎのみの場合(カナダに入国しない)、緊急事態対応・法執行又は出入国管理を行う者。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions>

◆新型コロナウイルス感染後、感染力がなくなった後も、検査で陽性反応が出続けてしまうことがあります。その場合は、到着前14日から180日の間の陽性証明書を提示する必要があります。

### ○ArriveCAN の入力

カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN(アプリケーションまたはウェブサイトを利用)に必要な事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1)渡航及び連絡先に係る情報、(2)自主隔離プラン、(3)症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高 1,000 カナダドルの罰金が科せられることがあります。

ワクチン接種に関する情報を提供することも必要です。接種の日付や種類等の入力と、接種証明書の写真または PDF ファイルのアップロードが必要となります。

ワクチン接種が完了していない者は、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後 48 時間以内に、(1)申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2)隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要です。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

3. 入国時の検査は、ワクチン接種が完了していない者は全員、完了している者はランダムに選択された場合のみとなります。また、ワクチン接種を完了していないが入国を許可される者(カナダ国民、永住権保持者等)は、8日目に実施する検査キットを配布されます。

**4. ワクチン接種を完了しているとみなされた者は、自己隔離は不要です。ワクチン接種が完了していないが入国を許可される者(カナダ国民、永住権保持者等)は、14日間の自己隔離が義務です。**自己隔離についての詳細は以下です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/isolation>

- ◆8日目の検査が陰性で、かつ14日間の自己隔離期間を完了した場合、隔離を終了することができる。
- ◆隔離場所は、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人とは接触しないこと、かつ食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要があります。
- ◆海外に行っていない者と同居している場合は、その者と接触を避ける。
- ◆隔離場所までの移動の際は、マスクを着用しなくてはなりません。
- ◆自己隔離がきちんと行われているかについて、電話による確認や、スクリーニングオフィサー(公衆衛生庁と契約した警備会社の従業員)による訪問チェックが行われます。

5. ワクチン接種を完了していないが入国を許可される者(カナダ国民、永住権保持者等)は、8日目の検査が必要です。

6. ワクチン接種が完了している者と同行している、ワクチン未接種の12歳未満の子供は、到着時と8日目の検査は必要ですが、自己隔離は免除されます。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/awareness-resources/unvaccinated-children-under-12-without-symptoms-travelling-fully-vaccinated-parents-guardians.html>

7. カナダ到着時に与えられた指示に従わない者、ワクチン接種の状況に関して虚偽の情報を提出した者は、最大6か月の禁固刑、及び、または最高 750,000 カナダドルの罰金が課される可能性があります。

●ワクチン接種を完了していない外国人のうち、以下の者は入国が許可されています。

- カナダ国民と永住権保持者の近親者。
- カナダ国民と永住権保持者の Extended family member。
- Public health agency of Canada より許可された、同情に値する理由 (compassionate reasons)のあるすべての外国人。この場合、自己隔離が限定的に免除されることがあります。
- 必須の用件(essential purpose)で、アメリカから入国する者。
- Temporary foreign worker。
- 州政府から認められた新型コロナウイルス対策を有する教育機関に通学する留学生。
- ワクチン接種を完了していないワーキングホリデー参加者は、Port of Entry Letter of Introduction 取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダ入国が認められます。**

<https://www.cic.gc.ca/english/work/iec/eligibility.asp>

○ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証 (Port of Entry Letter of Introduction, POE letter) の有効期限の延長が認められています。2019年1月1日から2020年4月30日の間に最初の POE letter が発行された者は、これまで延長したかどうかに関わらず、1年間の延長を申請することができます。この措置は、2021年12月31日まで行われます。以下リンク中の Web form より延長が申請できます (IEC participants outside of Canada の項目)。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/iec/after-apply-next-steps.html>

●カナダ国民またはカナダ永住権保持者が米国へ72時間以内の旅行で出かける場合、カナダへ戻る際の陰性証明書は、米国での検査である必要はなく、米国への出発前にカナダで行った検査でも許可されます。

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/vaccines.html>

○カナダ国内で承認されたワクチンの接種は無料です。

○国籍に関わらず、カナダに在住している12歳以上の全ての人を対象となります。

○現在ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社とヤンセンファーマ社のワクチンが、ヘルスカナダにより承認されています。12歳から17歳までの対象者に対しては、ファイザー社とモデルナ社のワクチンのみが承認されています。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/covid19-industry/drugs-vaccines-treatments/vaccines.html>

●これまでに発表された疫学モデル

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/mathematical-modelling.html>

●カナダ政府によるコロナウイルス情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19.html>

## 2. アルバータ州政府

●公衆衛生上の緊急事態宣言が発令されています。

**9月16日より以下の規制が開始されました。**

**○雇用者が必要性を認めた場合以外を除き、自宅からの勤務が義務。**

○屋内での私的集会は、ワクチン接種を完了した住民のみで、同居している家族と、その他の1家族のみ、最大10人まで。12歳未満の子供は制限なし。ワクチン接種を完了していない住民は、屋内の私的な集会への参加禁止。

○屋外での私的集会は200人まで、お互いの距離を2メートル以上保つ。

○宗教集会は、収容人数の三分の一まで。マスク着用が必須。お互いの距離を2メートル以上保つ。

○完全に屋外のイベントや施設では、人数制限なし。お互いの距離を2メートル以上保つ。

○K12の学校では;

◆教師・スタッフ・グレード4以上の生徒はマスク着用が義務。ただし、代替の感染予防対策を策定することも可。

◆屋内のスポーツ、パフォーマンス等は、可能な限り2メートル以上の距離を保てる場合は許可。18歳未満は運動中のマスク着用義務はなし。観客は収容人数の三分の一まで。同居家族または独居の場合は2名の濃厚接触者に限る。マスク着用が義務。

○18歳未満のスポーツ、パフォーマンス等に関しては;

◆2メートルの距離を保ち、マスクを着用し、症状のスクリーニングをした場合には、屋内での活動は可能。運動中はマスク着用や距離の保持は義務ではない。

◆観客は、収容人数の三分の一まで。同居家族または独居の場合は2名の濃厚接触者に限る。マスク着用が義務。

◆屋外の活動に制限なし。

9月20日より以下の規制が開始されます。

それぞれのビジネスは、以下の2つの選択肢があります。

1. ワクチン接種証明または検査陰性証明による除外規定 (Restrictions Exemption Program) を導入し、これまで通り営業する。

2. Restrictions Exemption Program を導入せず、強化された人数規制等に従う。

Restrictions Exemption Program を導入する場合、顧客は以下の条件を満たす必要があります。

◆2回のワクチン接種を行った証明。移行期間として、9月20日から10月25日の間に関しては、1回の接種でも可(2週間前より以前に接種を受けている必要あり)。

◆医療上の理由により、ワクチン接種を受けることができないという証明。

◆72時間以内の、私費で行った検査陰性証明(PCR または迅速検査)。アルバータヘルスサービスや Alberta Precision Laboratories での検査結果は不可。

◆12歳未満の住民については、接種証明や陰性証明は不要。

◆日常生活を送る上でアクセスが必要な施設にはこの規定は適用されない。

Restrictions Exemption Program を導入しない場合は、以下の規制が適用されます。



○レストランでは、屋内の飲食は禁止。屋外では、一つのテーブルは6人まで(1つの同居家族のみ、または独居の場合2名までの濃厚接触者)。アルコールの販売は午後10時まで、消費は11時まで。

○結婚式や葬儀は、屋内の場合は50人または収容人数の50%の少ない方まで。屋外の場合は200人まで。レセプションは屋内では禁止。屋外では可能だが、アルコールの販売は午後10時まで、消費は11時まで。

○18歳以上のスポーツ、フィットネス、パフォーマンス等に関しては;

◆屋内でのグループ運動クラスは禁止。

◆屋内での競技会は停止。

◆一対一のトレーニングは可能だが、3メートル以上の距離を保つ。

◆屋外の活動については制限なし。

○小売店や娯楽施設(図書館、会議場、コンサート、カジノ等)では、収容人数の三分の一まで、同居家族または独居の場合は2名の濃厚接触者とのみ同行可能。マスク着用し、2メートル以上の距離を保つ。

<https://www.alberta.ca/covid-19-public-health-actions.aspx>

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=79835371972F5-959C-11E8-8A4B6C2B5B2084EB>

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=798436723BB16-BF3C-8263-B5A6D122D8077F08>

●オンラインでカードサイズの接種証明にアクセス可能となります。当初の予定より遅れ、9月19日からアクセスが可能となります。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=79830F31F8B66-0DC7-3C79-03CC5EBAD454203A>

○MyHealth Records のウェブサイトから接種証明にアクセスできるようになります。携帯電話等の画面で表示する、または印刷することが可能です。

○このサービスを利用するためには、MyHealth Records のアカウントが必要です。MyHealth Records のアカウント作成には、まず MyAlberta Digital ID のアカウントが必要です。

○さらに数週間以内に、QR コードの導入が予定されています。

○MyHealth Records のサポートは 1-844-401-4016 または email

[myhealthrecords@gov.ab.ca](mailto:myhealthrecords@gov.ab.ca)

MyAlberta Digital ID のサポートは 1- 844-643-2789 または email

[myalbertaid@gov.ab.ca](mailto:myalbertaid@gov.ab.ca)

○MyHealth Records で接種記録が入手できない場合(14歳未満の住民を含む)、接種を受けた医療機関・薬局、811へ連絡。

MyHealth Records

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

MyAlberta Digital ID

<https://account.alberta.ca/>

●以下の規制は継続しています。

○公共交通機関等でのマスク着用義務。

○新型コロナウイルス感染が疑われる症状のある者、新型コロナウイルス陽性と判定された者は、症状発生時から最低10日間の自己隔離。10日間で症状がおさまらない場合は治るまで自己隔離を継続。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

●7月29日より、感染者の濃厚接触者の取り扱いが変更されています。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=7962654912AD7-EFD7-89F5-1AA4E31447E892D2>

◆濃厚接触者の自己隔離は、義務ではなく推奨となっています。

◆濃厚接触者への公的機関からの通知は行われません。感染者は、各自で濃厚接触者に知らせる必要があります。

◆無症状の濃厚接触者の検査は推奨されません。

◆ワクチン接種を完了していない者が濃厚接触者となった場合、体調を観察し、症状が出たら検査を受けること、また14日間は高齢者施設等のリスクの高い場所や混雑した場所を避ける必要があります。

◆高齢者施設等、リスクの高い場所での流行の場合、引き続き濃厚接触者の隔離や検査等が必須となる場合があります。

●現在の検査についてのルールは以下のとおりです。

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx>

○新型コロナウイルスに関係する症状があるものは検査を受けることができます。

○検査は、オンラインまたは電話811から申し込めます。

症状が重篤な場合や、緊急の診療が必要な場合は911に連絡。その際には新型コロナウイルス感染の可能性があると伝える。

○検査結果は、テキストメッセージまたは電話の自動音声にて受け取ることができます。

また、新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

●ワクチン接種に関する情報は以下です。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

**○2021年末時点で12歳となる以上の住民はすべてワクチン接種対象となっています。**

○予約は、AHS オンライン、811または参加薬局から可能です。

○2回目のワクチン接種の予約については以下のとおりです。

1回目の接種がmRNA ワクチン(ファイザーまたはモデルナ)であった場合、2回目の mRNA ワクチン(ファイザーまたはモデルナ)の接種を AHS オンライン、811、参加薬局等から予約できます。1回目と2回目の接種の間隔は4週間必要です。

1回目の接種がアストラゼネカ社ワクチンであった場合、2回目はアストラゼネカ社ワクチンまたはmRNA ワクチン(ファイザーまたはモデルナ)接種を予約できます。アストラゼネカ社ワクチンの場合は811、mRNA ワクチンの場合は AHS オンライン、811、参加薬局から予約できます。1回目と2回目の接種間隔は8週間必要です。

○1回目または2回目のワクチンを国外又は他州で接種したアルバータ州民は接種記録を AHS に登録できます。以下のサイトから登録できます。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17351.aspx>

○9月3日から10月14日までの間に1回目または2回目のワクチン接種をする18歳以上の者は、100ドルの給付金を受け取ることができます。申込は以下のサイトから可能です。

<https://www.alberta.ca/vaccine-debit-card.aspx>

○高齢者施設の入所者、免疫力の低下した者、海外渡航のために必要な者に対する3回目のワクチン接種が9月1日より開始されています。

◆免疫力が低下した者については、まずは主治医と相談することが勧められています。予約は、811・オンライン・参加薬局・医療機関を通じてとなります。

◆渡航のために必要な者(渡航先が Covishield/AstraZeneca を許可しない、または一回目と2回目のワクチンの種類が違う場合を許可しない)については、2回目の接種後4週間後以降から可能です。予約は、811・オンライン・参加薬局・医療機関を通じてとなります。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=79756F876B4E6-D0CF-EE2A-5B0A09CE5864BEFD>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティーにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline(1-877-303-2642)や Addiction Helpline(1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

### 3. マニトバ州政府

**\*NEW\*3回目のワクチン接種の詳細が公表されました。**

**免疫力の低下した住民、渡航のために3回目の接種が必要な住民、これまでヘルスカナダで承認されていないワクチンを接種した住民が対象となります。**



**免疫力の低下した住民と渡航のための3回目の接種は医療機関または薬局にて可能です。これまでヘルスカナダで承認されていないワクチンを接種した住民の3回目の接種は、スーパーサイトやポップアップクリニック、医療機関、薬局で可能です。**

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/eligibility-criteria.html>

●**現在の規制は以下の通りです。**

<https://www.gov.mb.ca/covid19/prs/>

○公共の場所での集会は、屋内では50人または収容人数の50%のいずれか多い人数まで。屋外では、収容人数の規定がない場所では500人まで。収容人数の規定がある場合は、50%または150人のいずれか多い人数まで。

○宿泊を伴うキャンプは15人のグループまで。

○フィットネスセンター、ジム、屋内のスポーツや娯楽施設(子供のリクリエーションのスポーツを除く)はワクチン接種完了者のみ。観客は収容人数の50%まで。

○屋外のグループスポーツまたはリクリエーション活動(試合、練習、競技、トーナメント、デイキャンプ、リハーサル、リサイタル等)は、参加人数制限なし。ただし、観客は収容人数の50%まで。

○屋外のプロスポーツ、パフォーマンス、イベント、コンサートホールはワクチン接種完了者のみ。

○屋外フェア、フェスティバル等は、500人または収容人数の50%まで。

○1500人を越える大規模屋外イベントは、ワクチン接種を完了した者のみで、公衆衛生当局の許可がある場合に開催可能。

○博物館、ギャラリーの屋内部分に入場するにはワクチン接種証明が必要。

○映画館はワクチン接種を完了した者のみ。

○**レストラン(屋内・屋外とも)での飲食にはワクチン接種証明が必要。**

○宗教集会は、屋内では150人または収容人数の50%のいずれか多い人数まで、屋外では1500人または収容人数の50%のいずれか少ない人数まで可能。

○カジノ、ビンゴホール、VLT ラウンジではワクチン接種証明が必要。

○事業所はコロナ感染が発生した場合に政府に報告しなければならない。また、この場合、最低10日間の職場閉鎖の命令が発せられることがある。

○リモートワークは要求されない。事業所は、新型コロナウイルスだけでなく、その他の呼吸器感染症予防のために、一般的感染予防計画を立てることが推奨される。

○**屋内の公共の場所でのマスク着用は義務。**

○感染者の濃厚接触者は、ワクチン接種を完了していない場合は14日間の隔離が必要。ワクチン接種完了者は、無症状の場合は隔離不用。

○**ワクチン接種を完了していない者は、国内からマニトバ州内に入る際に14日間の隔離が必要。到着日と、到着後10日目に検査を受けることが強くすすめられる。ワクチン接種完了者は、無症状の場合は隔離不用。**

○マニトバ北部との往来は制限される。

●**ワクチンについての情報は以下のとおりです。**

<https://protectmb.ca/>

**○2021年末時点で12歳となる以上の全ての住民が、1回目と2回目のワクチン接種の対象となっています。**

○予約方法:オンラインまたは電話 1-844-626-8222

<https://patient.petalmd.com/login?groupId=6032&locale=en>

○1回目と2回目の接種の間隔は28日間以上必要です。

○1回目にアストラゼネカ社ワクチンを接種した者は、2回目に mRNA ワクチン(ファイザー又はモデルナ)を接種することが推奨されていますが、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない場合はクリニックや参加薬局にてアストラゼネカワクチンを接種することも可能です。いずれの場合も、1回目と2回目の間隔は8週間以上開けることが推奨されています。

●ワクチン接種記録はオンラインまたは電話で申込が可能です。マニトバ・ヘルスカードを保持していること及び2回目のワクチン接種後14日間を経ていることが必要です。

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/immunization-record.html>

オンライン <https://immunizationcard.manitoba.ca/>

電話 1-844-MAN-VACC (1-844-626-8222)

●感染者と2メートルより近い距離で、10分間より長く接したものは濃厚接触者となります。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/monitoring/close-contacts.html>

●症状のあるものについての自己隔離と、検査についての情報は以下リンク参照。

[https://www.gov.mb.ca/asset\\_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf](https://www.gov.mb.ca/asset_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf)

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

○検査は 1-855-268-4318 (toll-free)またはオンラインで予約が可能です。

<https://patient.petalmd.com/login?groupId=5930&locale=en>

○検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能。検査結果が陽性だった場合、公衆衛生官から直接連絡がなされる。

<https://sharedhealthmb.ca/covid19/test-results/>

○症状が悪化したり、疑問点がある場合は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

●新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

●感染者が搭乗していたフライト一覧

<https://manitoba.ca/covid19/updates/flights.html>

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

**9月16日付けアップデート**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=52479&posted=2021-09-16>

#### 4. サスカチュワン州政府

**\*NEW\***屋内の公共の場所でのマスク着用が義務となりました。ただし、18歳未満の児童の運動中については例外となります。

**\*NEW\***10月1日より、特定の事業へのアクセスに、ワクチン接種証明または陰性証明書が必要になると公表されました。

○レストラン等の屋内での飲食、イベントや娯楽施設(会議場・カジノ・映画館・コンサート会場・博物館・入場券が必要な屋内スポーツイベント等)、屋内のフィットネスセンターやジム等が対象となります。

○小売店、宗教施設、テイクアウトとデリバリーを行うファーストフード店、医療サービス・個人サービス施設、ホテル、アマチュアのスポーツイベント、結婚式や葬儀等は対象になりません。

○12歳未満の小児は対象外です。

○有効な接種証明は、9月20日からの週に利用可能となる予定です。ダウンロード方法などの詳細は追って発表されます。

○陰性証明の要件についての詳細は追って発表されます。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/september/16/province-implements-interim-mandatory-masking-effective-september-17-proof-of-vaccination-requiremen>

●現在の規制内容は下リンクから参照できます。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/july/07/living-with-covid-19-re-opening-saskatchewan-step-three-guidance>

●ワクチン情報は以下参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine>

**○2021年末時点で12歳となる以上の全ての住民が、1回目と2回目のワクチン接種対象となっています。**

○参加薬局またはポップアップクリニックでの接種が可能です。

○参加薬局へのアクセスが困難な地域では、オンラインでの予約が継続されます。

○1回目と2回目の接種の間隔は28日以上です。

○1回目の接種がアストラゼネカ社ワクチンであった者は、2回目の接種はアストラゼネカ社ワクチンまたは mRNA ワクチン(モデルナまたはファイザー)を選択することができます。

○高齢者施設の入居者、免疫力の低下した者に対する3回目の接種が9月7日から開始されています。

◆接種対象者にはレターが届きます。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/august/30/covid-19-vaccination-boosters-starting-september-7>

●海外渡航に際し必要な場合に対しての、追加のワクチン接種が可能です。  
○1回目と2回目を違うブランドのワクチンを接種した者で、2回目の接種がファイザーまたはモデルナのワクチンであった場合、2回目と同じブランドのワクチンを追加接種することができます。

○コビシールドまたはアストラゼネカワクチンを2回接種した者は、さらにファイザーまたはモデルナワクチンを2回接種することができます。

○参加薬局または、ポップアップクリニックでの接種が可能です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/august/17/covid-19-update-for-the-week-of-august-17-additional-doses-of-covid-19-vaccine-approved-for-travel>

●ワクチン接種証明についての情報(8月9日付)

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/august/09/covid-vaccination-record-now-available-in-new-format>

●症状の有無に関わらず、希望者は誰でも検査を受けることができます。電話811、family physician、nurse practitioner を通じて申し込むことができます。また、ドライブスルーの検査場では、811や家庭医からの紹介は不要ですが、Saskatchewan Health Card が必要です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information>

検査結果に関する情報

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information/test-results>

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

[https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm\\_campaign=q2\\_2015&utm\\_medium=short&utm\\_source=%2FCOVID19](https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19)

9月14日付けアップデート

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/september/14/covid-19-dashboard-to-include-cases-0-11-years>

## 5. 北西準州政府

●イエローナイフ、Dettah、Ndiloにて、9月24日までK12の対面授業が停止されています。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/updates>

●イエローナイフ、Behchoko, Dettah, N' Diloにて規制が強化されています。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/newsroom/public-health-advisory-september-8-2021>

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/updates>

○住居に招待できるのは、同居していない者は最大5人まで。屋内に同時にいるのは最大10人まで。

○屋内での集会は25人、屋外の集会は50人まで。

○必須の事業については、屋内で25人を超えることが可能。

○チームスポーツ、コンタクトスポーツ、グループフィットネスクラス、ダンス、ライブ演奏等のリスクの高い屋内の活動は、CPHOからの許可がある場合以外は禁止。

○12歳までの屋内の課外活動は中止。

○イエローナイフ空港内には、旅行者、航空会社職員と空港職員のみ入ることが可能。送迎の者は、空港ターミナル内には入場できない。

○イエローナイフの Driver and Motor Vehicle Office は、予約制となる。

●その他の現在の規制は以下の通りです。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/emerging-wisely-2021>

**■北西準州の住民、準州外の住民で必須の業種に従事している者、その他入州を認められている者が、カナダ国内の他州から北西準州内に入る場合、10日間の自己隔離と、自己隔離計画書の提出が必要。ただし、ワクチン接種をしている者は、隔離基準が緩和されています。ワクチン接種は接種後2週間以上経過した場合に有効とみなされます。**

○ワクチン接種を完了している者

◆自己隔離は不要。帰宅した場合の同居家族の隔離も不要。

◆北西準州外でワクチン接種をした者は、証明を求められた時には接種証明を提示する必要があります。

◆自己隔離計画書の提出は必要です。必要に応じて接触者の追跡に使用されます。

○ワクチンを1回しか接種していない者

◆8日間の隔離が必要となり、8日目の検査で陰性であった場合に隔離を終了できません。

◆同居家族も、ワクチン接種状況に関わらず8日間の隔離が必要です。同居家族の検査は不要です。

○ワクチン接種をしていない者(12歳未満の者を含む)



◆10日間の隔離が必要となり、10日目の検査で陰性であった場合に隔離を終了できます。

◆同居家族も、ワクチン接種状況に関わらず10日間の隔離が必要です。同居家族の検査は不要です。

■8月26日より、屋内でのマスク着用が再度義務化されています。

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/newsroom/updates-public-health-orders>

●**2021年末時点で12歳となる以上の全ての住民がワクチン接種可能です(17歳以下はファイザー社ワクチンのみ)。オンラインまたは電話で予約できます。**

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

●新型コロナウイルス検査に関する情報は以下です。

<https://www.nthssa.ca/en/covid-testing>

○症状のある住民は検査を受けることができます。

○体調の悪い人は811に電話するか、セルフアセスメントツールを使用して指示に従うことが推奨されている。また、呼吸困難など症状がひどい場合は911へ電話。

COVID サポートライン(811)では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます。(8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

北西準州における新型コロナウイルスのビジュアルデータ。

<https://nwt-covid.shinyapps.io/Testing-and-Cases/?lang=1>

9月15日付けアップデート

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/updates>

## 6. ヌナブト準州政府

●ワクチンについての情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-vaccination>

12歳以上の住民が接種対象です。

●ヌナブト準州に入る際の自己隔離、事前の手続き等の情報

<https://gov.nu.ca/health/information/travel-and-isolation>

○2回のワクチン接種を完了しているものは、ヌナブト準州外から入って来た際の自己隔離が免除されます。事前にフォームを記載し [vaccineexemptions@gov.nu.ca](mailto:vaccineexemptions@gov.nu.ca) へ提出、許可レターを入手する必要があります。

○北西準州から入る際の隔離免除が中止されています。北西準州からヌナブト準州に入る者は、ワクチン接種が完了していない場合、まずイエローナイフの隔離センターにて14日間の自己隔離が必要となります。ワクチン接種を完了している者は、自己隔離は免除されます。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/nunavut-suspends-common-travel-area-nwt>

●各地域での規制は以下参照

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

●COVID ホットライン (975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.)。

ヌナブト準州政府

<https://www.gov.nu.ca/health>

ヌナブト準州新型コロナウイルス情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-novel-coronavirus>

## 7. 日本へ入国される方へ

現在、日本入国に際し以下の書類やアプリが必要です。

(1) 出国前72時間以内の検査証明書の提示

(2) 日本の検疫措置を遵守する誓約書の提出

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

(4) 質問票の提出

**詳細は当館ウェブサイトをご覧ください(8月30日更新)。**

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100228876.pdf>

## 8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: [consular@cl.mofa.go.jp](mailto:consular@cl.mofa.go.jp)

HP: [https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>